

ひとり親家庭等医療費受給者へお知らせ

受給資格証の更新について

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知していますが、通知が届かない場合は担当課までお問い合わせください。

【受付日時】 7月25日(水)～27日(金) 8時15分～17時
※子育て健康課子ども支援係(健康センター内)のみ19時まで延長します。

受付場所

- ・平賀地域 : 子育て健康課子ども支援係(健康センター内②番窓口)
- ・尾上地域 : 尾上総合支所市民生活課市民係
- ・碓ヶ関地域 : 碓ヶ関総合支所市民生活課市民係

※健康センターの受付場所が⑤番窓口から②番窓口に変更になりましたのでご注意ください。

※尾上・碓ヶ関地域の方が健康センターで手続きされる場合は、事前に担当課までご連絡ください。

父または母の給付方法が変更になります

8月1日から、ひとり親家庭等医療費受給者の父または母の給付方法が、償還払いから現物給付に変更になります。児童同様、医療機関等の窓口で保険証と受給資格証を提示することで、窓口での支払いは自己負担分までとなります(調剤薬局での支払いは不要です)。

自己負担

1医療機関ごとに1月1,000円の自己負担があります。

※県外や県内の一部医療機関等で医療費を支払った場合は償還払いとなります。
※入院時食事療養費、保険適用外の医療費は助成対象外です。

【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係
☎44-1111 (内線 1151・1152)

ひとり親家庭等就業支援講習会 無料

ひとり親家庭の親または子、寡婦の就業を支援するため、次のとおり講習会が開催されます。

【募集期間】 7月13日(金)～8月3日(金)

【受講料】 無料(教材費、受験料は本人負担)

※受講を途中で取りやめる場合、受講料は本人負担となります。

●パソコン講習会(個別指導)

内 容

(1)パソコン講習

(ワード、エクセル、パワーポイント他)

・受講生の希望およびレベルに合わせた内容

・希望により講習会終了後、検定試験受験も可能

(2)就活応援セミナー

(3)ひとり親家庭生活支援懇話会

期 間 9月14日(金)～12月14日(金)

時 間 受講生とスクールとの調整により決定

会 場 パソコンスクールJOY(株式会社JOY)

弘前市大字松ヶ枝3丁目7-1

対 象 ひとり親家庭の親または子、寡婦

定 員 11名

●調理師試験準備講習会

内 容 平成30年度調理師試験の受験対策

期 間 平成30年9月頃

対 象 ひとり親家庭の親または子および寡婦で、平成

30年度調理師試験を受験申込みされた方

定 員 4名

【問合せ・申込み】

▷子育て健康課 子ども支援係

☎44-1111 (内線 1151・1152)

▷(公財)青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4132

※受講にあたり託児が必要な場合はご相談ください。

母子家庭等自立支援給付金事業について

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講した場合、講座修了後にその受講料の一部を支給します(事前相談が必要となります)。

対象者	支給額
児童扶養手当を受給している母子家庭の母または父子家庭の父であって、過去に平川市や他自治体で教育訓練給付金を受給したことがない方	給付対象講座に要した経費の60%相当額(上限20万円)。ただし、60%相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。
対象講座	なお、雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給される場合は、その差額を支給します。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座	

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に向けた資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担の軽減等のために、訓練促進給付金等を支給します(事前相談が必要となります)。

対象者

児童扶養手当を受給している母子家庭の母または父子家庭の父であって、看護師等の対象資格を取得するため、『養成する機関において1年以上の教育課程の修了および当該資格の取得が見込まれる方で過去に平川市や他の自治体で高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方』

給付金の種類・支給額

●高等職業訓練促進給付金(修業期間の3年を上限)	●高等職業訓練修了支援給付金(修業期間修了後に支給)
・市民税非課税世帯 100,000円(月額)	・市民税非課税世帯 50,000円
・市民税課税世帯 70,500円(月額)	・市民税課税世帯 25,000円

【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111 (内線 1151・1152)

🔧 大きな地震でも家が倒れないか8,000円で診断できます!!

住宅の地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」を実施しています。

【診断費用】

自己負担額 8,000 円（診断費用総額 11 万 8,000 円のうち 11 万円は市が負担します。） ※対象住宅の延べ面積が 200 ㎡を超える場合は自己負担額が割増しになります。

【対象者】対象住宅を所有している方、またはその親族

【対象住宅】昭和 56 年 5 月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅

【募集件数】 5 件（先着順）

【申込期間】 6 月 18 日（月）～ 12 月 21 日（金）

必要書類

- ① 申込書
- ② 本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③ 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書など）
- ④ 住宅の概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑤ 2 面以上の外観写真

【その他】

この事業をご利用すると、住宅の建替え工事や耐震化の改修工事費用に支援を受けられる「木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」をご利用できます。最大 82 万 2,000 円の補助金となっていますので、こちらも問合せください。

【問合せ】施設建築課 施設建築第 1 係 ☎44-1111（内線 2233）

🌿 農地を転用する場合には、農地法上の「許可」が必要です

農地を転用する場合には、事前の手続きを！

●農地転用許可制度の目的…食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

●農地転用とは…農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場などに利用する場合も転用許可が必要です。

●無断転用…許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状回復等の命令がされるほか、場合によっては、3 年以下の懲役または 3,000 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）が課されることもあります。

＜農地の無断転用の例＞

- ・資材置場にした
- ・青空駐車場にした
- ・建設残土の捨て場にした
- ・農業用施設を建てた
- ・住宅や倉庫を建てた

※自己所有農地に 2a 未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しませんが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

農地に盛土をする場合の届出が必要です

無断転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土をする場合であっても、農業委員会へ届出をしていただくことになりました。届出書は、農業委員会にあります。 ※市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ】農業委員会 ☎44-1111（内線 2152）

🏠 市営住宅の入居者を募集します

【団地名】西の平団地

【所在地】平川市苗生松下東田 41 番地 2

【募集戸数】 3DK 3 戸（3 階：2 戸、4 階：1 戸）

※エレベーターはありません。

【使用料（家賃）】世帯の合計所得の月額に応じて決定されます。（15,600 円～ 32,000 円程度）

※使用料とは別に共益費などが必要になります。

【入居の決定】

「平川市営住宅入居者選考委員会」の意見を聞き、市長が決定します。

【入居予定時期】

9 月下旬 ※状況により変更することがあります。

【入居決定後の手続き】

▶敷金…使用料の 3 か月分を入居前に納入していただきます。

▶連帯保証人…市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居申込者と同程度以上の収入を有する方 2 人が必要になります。

【申込期間】 7 月 17 日（火）～ 8 月 17 日（金）

※土・日・祝日を除きます。

【受付時間】 8 時 15 分から 17 時まで

申込資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな方（持ち家がないこと）
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族がいる方
- (3) 単身入居は 60 歳以上の方
- (4) 世帯の合計所得が月額 158,000 円以下の方
ただし、高齢者、障がい者、子育て世帯（未就学児童がいる世帯）は 214,000 円以下
- (5) 入居者または同居しようとする親族が暴力団員でない方
- (6) 住民税を滞納されていない方
（注）ペットなどを飼う事はできません。

提出書類

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 住民票（入居予定者全員分、本籍が記載されているもの）
- ③ 所得課税証明書（平成 30 年度分、高校生以下の方を除く全員分）
- ④ 納税証明書（平成 29～30 年度分、課税されている方全員分）
- ⑤ 住宅の困窮事情報告書 ⑥ 誓約書 ⑦ 連帯保証人確約書
- ⑧ 障がい者の場合は、障害者手帳の写し
- ⑨ アパートに住んでいる場合は契約書の写し
- ⑩ その他申込者の状況により、必要と思われる書類
※市営住宅入居申込書にマイナンバーを記載することで、住民票と所得課税証明書の提出が不要となります。
その際は入居者全員のマイナンバーが確認できるものと窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証など）を併せてご提出ください。

【問合せ・申込み】施設建築課 施設建築第 1 係（尾上分庁舎 2 階）☎ 44-1111（内線 2234）

※申込書類は施設建築課で配布しておりますので、直接お申し込みください（市ホームページからもダウンロードできます）。